

台湾産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則（平成9年12月19日付け9農産第8772号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第32の台湾産の巨峰種及びイタリア種のぶどう生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年12月19日農林水産省告示第1815号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 告示4の生産地における消毒のための低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。 ア 部屋ごとに<u>± 0.6度の精度で</u>所定の温度に保持できるものであること。 イ [略] 2 [略] 4 [新設] <u>5 保管場所及び保管期間</u> <u>(1) 告示7の保管場所については、次の条件を満足しているものとする。</u>	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第32の台湾産の巨峰種及びイタリア種のぶどう生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年12月19日農林水産省告示第1815号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 告示4の生産地における消毒のための低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。 ア 部屋ごとに<u>生果実の中心部が</u>所定の温度に保持できるものであること。 イ [略] 2 [略] 4 <u>5 [略]</u>

ア 消毒済生果実の保管場所として台湾の植物防疫機関（以下「植物防疫機関」という。）により指定された場所であること。

イ 桃園中正国際空港内に設置されていること。

（２）保管場所における保管期間は、消毒の日から数えて、６日以内とするものとする。

（３）保管場所における生果実は、次の場合、植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証明書及びその写しをまっ消されるものとする。

ア （２）の保管期間を超えた場合。

イ 告示６の（３）の封印がない場合。

ウ 告示９の表示がなされていない場合。

エ こん包が破損又は開ひされている場合。

[追加]

６ 航空携行手荷物の保管状況の確認

（１）植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、植物検疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量及び輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫証明書及びその写しの抹消状況

（２）植物防疫官は、保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるものとする。

（３）（１）の確認は、原則として１ヶ月に１回実施するものと

する。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。

7 [略] [条項移動]